

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年04月23日
【会社名】	株式会社ニレコ
【英訳名】	NIRECO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川路 憲一
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町2951番地 4
【電話番号】	0 4 2 - 6 4 2 - 3 1 1 1
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 長塚 寛
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市石川町2951番地 4
【電話番号】	0 4 2 - 6 4 2 - 3 1 1 1
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 長塚 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 ( 大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号 )

## 1【提出理由】

当社は、平成25年4月22日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるニレコ計装株式会社を吸収合併することを決議し、同日付で平成25年10月1日を効力発生日（予定）とする吸収合併契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	ニレコ計装株式会社
本店の所在地	東京都江東区新木場二丁目2番7号
代表者の氏名	代表取締役社長 福田 正之
資本金の額	19百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額	546百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額	618百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	鉄鋼向け制御装置の試運転・計装工事及びアフターサービス

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

決算期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	371	444	441
営業利益（百万円）	4	56	56
経常利益（百万円）	14	58	57
当期純利益（百万円）	14	38	28

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ニレコ	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社はニレコ計装株式会社の全株式を所有しています。
人的関係	当社の役員及び従業員がニレコ計装株式会社の役員を兼務しています。
取引関係	ニレコ計装株式会社は当社の制御装置の試運転や計装工事や部品の販売を行っています。

(2) 当該吸収合併の目的

当社の連結子会社ニレコ計装株式会社は昭和47年5月にニレコサービス株式会社として設立され、当社の制御装置の試運転・計装工事及びサービス等を主に鉄鋼会社や官公庁などのユーザーに対して行ってまいりました。この度、当社グループのプロセス事業において事業環境や事業展開について経営体制を強化し、経営効率化・意思決定の迅速化を図るためには、当社がニレコ計装株式会社を完全子会社とした上で、当社を存続会社とする吸収合併を実施することが最善の方法であると判断いたしました。

(3) 当該吸収合併の方式、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、ニレコ計装株式会社は解散いたします。

なお、本合併は、会社法第796条第3項に規定する簡易合併および会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、存続会社および消滅会社における合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、ニレコ計装株式会社の発行株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付および割当ては行いません。

その他の吸収合併契約の内容

末尾の吸収合併契約書のとおりであります。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ニレコ
本店の所在地	東京都八王子市石川町2951番地4
代表者の氏名	代表取締役社長 川路 憲一
資本金の額	3,073百万円
純資産の額	9,549百万円
総資産の額	10,566百万円
事業の内容	計測・検査機器及び制御機器の製造販売

## 吸収合併契約書

東京都八王子市石川町2951番地4株式会社ニレコ（以下、「甲」という。）と東京都江東区新木場二丁目2番7号ニレコ計装株式会社（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

### （合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

### （効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年10月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### （株式等の割当て）

第3条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### （資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

### （権利業務の承継）

第5条 乙は、平成25年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

乙は、平成25年4月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

### （善管注意業務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

### （従業員の引継ぎ）

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

### （解散費用）

第8条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

### （合併条件の変更等）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更しまたは本契約を解除することができる。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月22日

東京都八王子市石川町2951番地4  
株式会社ニレコ  
代表取締役社長 川路 憲一

東京都江東区新木場二丁目2番7号  
ニレコ計装株式会社  
代表取締役社長 福田 正之

以上